

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件

滋賀厚生年金 事案 1112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月21日から同年6月1日まで
B社からA社に転勤になった時も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間に空白期間がある。調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務（B社からA社に異動）していたことが認められる。

また、当時のA社における経理及び社会保険の事務担当者は、「当時は資格取得届を相当期間まとめて社会保険事務所（当時）に届出をしていた。その時の資格取得日は、異動日まで遡及せずに届出日に合わせていた。保険料については、継続して控除していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人及び申立人と一緒にB社からA社に異動した同僚が、4月下旬までB社に勤務し、異動後すぐにA社で勤務したと供述していることから、A社における資格取得日を昭和34年4月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34

年6月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主も死亡しているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から56年3月までの期間及び同年11月から57年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月から56年3月まで
② 昭和56年11月から57年1月まで

申立期間は町内会の集金にて、父が私の国民年金保険料を納付してくれていたもので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年11月10日に当時の居住地であるA市において払い出され、53年6月10日に遡って被保険者資格が取得されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間①のうち同年6月から54年9月までの国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間①のうち昭和54年10月から56年3月までの保険料については、過年度保険料となるが、A市は、「町内会の納付組織や年金委員の集金では、過年度保険料を集金できなかった。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

申立期間②について、申立人に係る国民年金被保険者台帳から、昭和56年度は当初申請免除とされており、後に昭和56年4月から同年10月までの7か月の保険料を追納していることが確認でき、このことは、オンライン記録とも一致することから、申立人の記録に不自然さは見当たらない。

また、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとされる申立人の父親からは高

齢のため聞き取りができないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から53年3月まで
申立期間は町内婦人会の集金により、両親が私の国民年金保険料を納付してくれていたもので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、その両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月27日に払い出され、50年6月24日に遡って被保険者資格が取得されていることが確認できるところ、この時点では、申立期間のうち同年6月から51年3月までの保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立期間のうち昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、過年度保険料となるものの、A市の納付組織には過年度納付はできなかったことから、申立人の両親が町内婦人会の集金により納付したとする申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の両親の記憶は曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から27年6月21日まで
② 昭和29年11月26日から36年12月18日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金を受給した記録となっていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、年金事務所が保管する申立期間に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に記載されている支給額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 13 日から 41 年 5 月 21 日まで

「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認に係るはがきが届き、申立期間に係る脱退手当金を受給した記録となっていることを初めて知ったが、脱退手当金を受け取った記憶は無く、年金事務所から提示を受けた当時の脱退手当金裁定請求書も私の書いたものではないので、調査をして厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、B社会保険事務所(当時)において脱退手当金を裁定するための伺を昭和41年7月18日に行ったことが推認できる「脱41.7.18」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の同年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、「私が請求したとされる申立期間に係る脱退手当金裁定請求書に記載されている文字は、私の書いたものではない。」と主張しているところ、申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚に係る脱退手当金裁定請求書についても、申立人と同様に当該事業所名及び所在地がゴム印で押されていることが確認できることから、申立人からの委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

さらに、年金事務所が保管する年金勘定保険給付費支払済集計表(給付種別:脱退手当金)を見ると、B社会保険事務所において、申立人と同じ日に脱退手当金が隔地払いされたことが確認できる4人(申立人を含む。)のうち1人は、「脱退手当金の支払通知書が送付され、最寄りのC銀行D支店で支払を

受けた。」と証言していることから、申立人についても、同様の取扱いにより脱退手当金を受領したものと考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、前述の脱退手当金裁定請求書において、同期間は記載されていない上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所(当時)において、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいくつか見えない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から 36 年 10 月 15 日まで
② 昭和 36 年 10 月 15 日から 37 年 10 月 1 日まで

私は昭和 37 年 9 月末に職場の人間関係がうまくいかず会社を退職し、退職後は実家で家事手伝いをしていた。退職後、会社とは一度も連絡を取っておらず、38 年 6 月 6 日に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書及び領収書が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間、支給額及び支給決定日は、オンライン記録と一致している。

また、脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名、当時の住所及び電話番号が記載されている上、当該請求書に別途設けられた「厚生年金保険の脱退手当金の請求について」において、脱退手当金を受け取った期間は被保険者でなかったものとされ不利となることもありうる旨の説明書きに対し、国民年金との通算を希望しないとして、同意をしたことを示す申立人の氏名の記載及び押印が確認できる。

さらに、申立期間に係る 2 か所の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 8 か月後の昭和 38 年 6 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 9 月 26 日まで
② 昭和 37 年 10 月 10 日から 38 年 12 月 25 日まで
③ 昭和 39 年 10 月 26 日から 41 年 9 月 21 日まで

年金を受給することになった時、自分が脱退手当金を受け取ったことになっていることを初めて聞いた。自分では受け取った記憶が無かったのでずっと不審に思っていたところ、日本年金機構から来たはがきで申立てができることを知った。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書に、脱退手当金を支給した旨が記載されているほか、当該支給報告書の記載内容はオンライン記録と一致している。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和41年11月29日に脱退手当金の支給が決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 11 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から届いた書類には、結婚後の日付で脱退手当金が支給されていると記載されているが、受け取った記憶が無いため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定伺が保存されており、これらの書類から確認できる申立人に係る被保険者期間及び支給額は、オンライン記録と一致している。

また、申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の氏名及び当時の住所が記載されているほか、当該請求書の裏面の受領欄には、申立人が脱退手当金を受領したことを示す記名、押印があることが確認できる上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約3か月後の昭和45年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 22 日から 33 年 2 月 16 日まで
年金記録では、A社において厚生年金保険に加入していた申立期間の脱退手当金を受給したことになるが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年2月の前後2年以内に資格を喪失した者22人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、15人に脱退手当金の支給記録があり、うち10人が6か月以内に支給されており、申立人と同じ資格喪失日の者は支給決定日も同一日となっていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人とほぼ同時期に資格を喪失した同僚は、「退職時に会社から脱退手当金制度の説明を受けた。請求手続は会社が自分に代わってしてくれた。」と証言している。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはいわねない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月 16 日から 38 年 7 月 16 日まで
申立期間に係る脱退手当金を昭和 41 年 3 月 17 日に受給したことになっているが、私は受け取った記憶が無いので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、脱退手当金の支給決定日より前に、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるものの、同期間は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、未請求期間が生じていることに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 1120

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 18 日から 49 年 7 月 16 日まで
年金裁定時にA社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無かったので調べてもらったところ、脱退手当金を受け取っているということであった。出産退社して1年後には復職する予定であったので受け取るはずはなく、納得できないので再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所において保管されている申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、振込希望金融機関店舗名欄に申立人が当時居住していたとする住所地に近い「C銀行D支店」の記載があるとともに、「小切手 49.10.12 交付済」の押印があることが確認できる。

また、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和49年10月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。